

産業廃棄物処理計画書

2025年6月30日

広島市長

提出者

住所 広島市南区皆実町4-6-9

氏名 満長建設工業株式会社

代表取締役 濱田 豊秀

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-252-6852

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	満長建設工業株式会社
事業場の所在地	広島市南区皆実町4-6-9
計画期間	2025年4月1日から2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 1,674百万円
③従業員数	34名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(2024 年度) 実績量
計画:今年度(2025 年度) 計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	0	30									0	30	0	30	0	30				
廃油	1,033.2	10									1,033.2	10	1,033.2	10	1,033.2	10				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	28,665	30									28,665	30	28,665	30	28,665	30				
紙くず	4.47	10									4.47	10	4.47	10	4.47	10				
木くず	11.33	10									11.33	10	11.33	10	11.33	10				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	14,247	20									14,247	20	7,797	7	14,247	20				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0	5									0	5	0	5	0	5				
鉱さい																				
がれき類	1,027.31	1,000									1,027.31	1,000	0.74	0	1,027.31	1,000				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
安定型建設混合廃棄物	0	5									0	5	0	5	0	5				
石膏ボード	0	1									0	1	0	1	0	1				
石棉含有廃棄物	0.444	25									0.444	25	0	0	0	0				
合計	1087.4992	1146	0	0	0	0	0	0	0	0	1087.4992	1146	54.0352	108	1087.0552	1121	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2 【 廃棄物処理法 — 産業廃棄物処理計画書 】

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	資本金 5,000万円 / 元請完成工事高 1,674百万円
③ 従業員数	34名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物の処理処分体系図（別紙①）を参照

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理体制図等（別紙②）を参照

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

施工計画段階において、発生抑制を考慮した工法を採用する

4 産業廃棄物の分別に関する事項

再生利用物と最終処分場での種類別に分類する

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

すべて委託処理している

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

すべて委託処理している

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

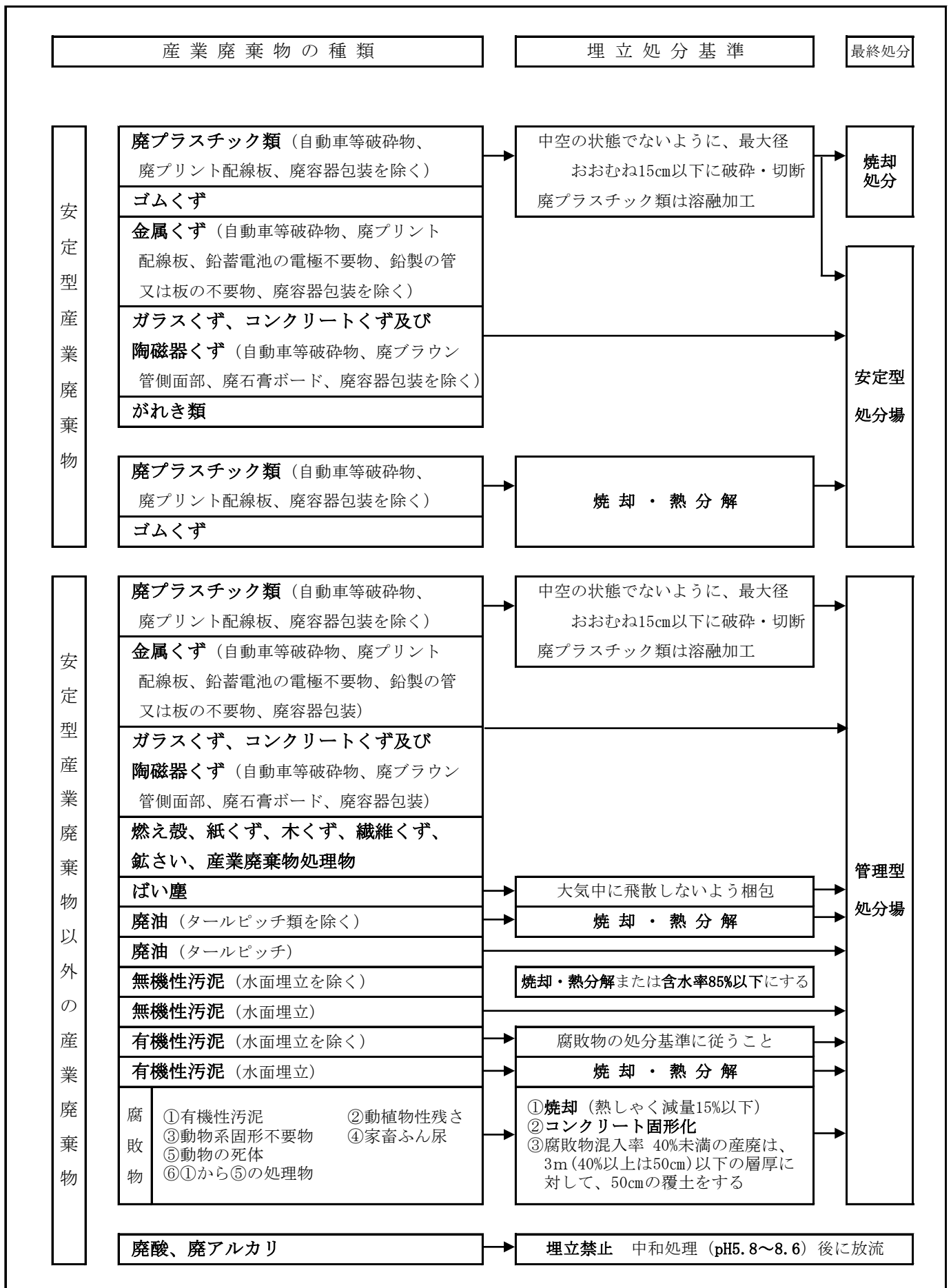
すべて委託処理している

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

該当する産業廃棄物の処理業の許可を持った廃棄物処理業者を選定し、施設の処理能力が委託する廃棄物の処理量に十分余裕のあることを確認して、事前に建設廃棄物処理委託契約書を書面を取り交わす

また、再利用できる廃棄物の処分に当たっては、再資源化施設を備えている処分業者と積極的に契約を行う

産業廃棄物の処理処分体系図 (別紙①)



管理体制図（別紙②）

